

## ◎ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律

### る法律の一部を改正する法律

(平成二六年一月二七日法律第二二一号(衆))

#### 一、提案理由(平成二六年一月一四日・衆議院本会議)

○渡辺博道君 ただいま議題となりました各案について申し上げます。

次に、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者が死亡した場合において、当該退所者の配偶者等が退所者と労苦をともにしてきた特別な事情に鑑み、当該配偶者等に對し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給しようとするものであります。

本案は、本日の厚生労働委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決し

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律

たものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

#### 二、参議院厚生労働委員長報告

(平成二六年一月一九日)

○丸川珠代君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者が死亡した場合において、当該退所者の配偶者等が退所者と労苦を共にしてきた特別な事情に鑑み、当該配偶者等に對し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長渡辺博道君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に對しそれぞれ附帯決議が付されております。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律  
す。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年一月一八日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、ハンセン病療養所退所者の死亡後に残された配偶者等に支給される特定配偶者等支援金については、当該配偶者等が退所者と労苦を共にしてきた特別な事情を重く受け止め、その申請手続や支給事務が円滑かつ滞りなく進むよう格段の配慮を行うこと。

二、国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、職員の確保に最大限努めること。特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めること。  
右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。